

令和 6 年度
教育委員会の点検・評価報告書
(令和 5 年度対象)

海南市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定により、令和 5 年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書を提出する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

海南市教育委員会

目 次

I はじめに

1. 趣旨 1
2. 教育委員会の点検・評価制度について 1
3. 海南市教育委員会の点検・評価の手法 2

II 点検・評価委員の意見 成果及び今後の方針・目標

1. 学校図書館司書配置事業 6
2. 学校英語活動推進事業 7
3. 教育 I C T 化推進事業 8
4. 教育相談事業 9
5. 道徳教育推進事業 10
6. 防災教育推進事業 11
7. かいなん学校教育サポート事業 12
8. 学校給食運営事業 13
9. 学校適正配置推進事業（幼稚園） 14
10. 学校適正配置推進事業（小学校） 15
11. 学校適正配置推進事業（中学校） 16
12. 学校施設長寿命化事業 17
13. 就学援助事業 18
14. (仮称)体験学習施設建設事業 19
15. 文化財保護活用事業 20

16. 図書館運営事業（海南nobinos含む）	21
17. きのくに海南歩っとウオーク事業	22
18. 下津地域公民館活動事業	23
19. 家庭教育支援事業	24
20. 青少年センター事業	25

Ⅲ 資 料

海南市教育委員会の運営状況	28
関係法令(抜粋) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	33
海南市教育委員会点検・評価委員会条例	34

I はじめに

1. 趣 旨

平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（33 ページに掲載）の一部が改正され、平成 20 年度から教育委員会は、毎年度、その権限に属する事務の管理執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられました。

本報告書は、海南市教育委員会が効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進するため、令和 5 年度の海南市教育委員会に属する事務の管理執行の状況について、点検・評価委員の意見をもとに、評価を行った結果について報告するものです。

2. 教育委員会の点検・評価制度について

(1) 制度の概要

- ア. 平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、毎年、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検・評価を行うこととし、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないことが規定されています。
- イ. どのような点検・評価を行うのか、具体的な点検・評価項目や報告書の様式、議会への報告、公表の方法等については、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて行うこととされています。

(2) 学識経験者の知見の活用について

- ア. 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けること等、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。
- イ. 教育に関し学識経験を有する者については、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人が想定されています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨によるものであり、必ずしも教育についての専門家でなければならないということではありません。

3. 海南市教育委員会の点検・評価の手法

「海南市教育委員会点検・評価委員会条例（34 ページに掲載）」に基づき、以下のとおり実施しました。

(1) 目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

(2) 実施方法

ア. 教育委員会事務局各課の令和5年度の主要な事務事業を抽出し、点検・評価シートを用いて妥当性・効率性・有効性について事務事業評価を行いました。

イ. 点検・評価委員にアの事務事業について、担当職員等が説明を行い、意見を頂きました。

ウ. 点検・評価委員の意見をもとに教育委員会が評価を行い、今後の方針・目標を決定しました。

(3) 点検・評価の流れ

点検・評価を実施するにあたり、基礎となる事務事業評価を実施し、この評価結果を次の計画に反映しようとするもので、P D C A サイクル（P l a n 計画、D o 執行、C h e c k 評価、A c t i o n 見直し）を繰り返すことにより、継続的な事務改善を行っていきます。

(4) 点検・評価の経過

年 月	会 議 等	内 容
令和6年6月	事務事業評価	点検・評価シートを用いて事務事業評価を実施
令和6年6月	教育委員会6月定例会	点検・評価委員の委嘱 点検・評価対象事務事業の決定
令和6年7月	第1回点検・評価委員会	各事務事業の説明 各事務事業に対する質問・意見
令和6年8月	第2回点検・評価委員会	各事務事業に対する意見
令和6年8月	第3回点検・評価委員会	各事務事業に対する意見のまとめ
令和6年8月	教育委員会8月定例会	点検・評価報告書のまとめ
令和6年9月	点検・評価報告書を市議会に提出	

(5) 学識経験者の知見の活用について

- ア. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南市教育委員会点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を設置しました。
- イ. 委員は、5人で組織し、令和6年7月8日に教育委員会が委嘱しました。委員の任期は、委嘱した日から教育委員会に報告書が提出される時までです。
- ウ. 点検・評価委員会は、3回開催しました。

点検・評価委員会の開催状況

	実施日	内容
第1回	令和6年7月22日(月)	各事務事業の説明 各事務事業に対する質問・意見
第2回	令和6年8月2日(金)	各事務事業に対する意見
第3回	令和6年8月8日(木)	各事務事業に対する意見のまとめ

点検・評価委員

氏名	主な役職
寺川 剛 央	和歌山大学教育学部 教授
面家 恭 子	元小学校校長
浜松 千 穂	P T A会長
青谷 ま ゆ み	海南市社会教育委員
小西 康 喜	海南市スポーツ推進委員会 副委員長 海南市青少年補導委員協議会 副会長

(6) 市民への公表

点検・評価結果は、海南市ホームページ等により公表します。

II 点検・評価委員の意見 成果及び今後の方針・目標

1. 学校図書館司書配置事業

【事業目的】

学校図書館（室）は、子供の読書活動推進を目的とした利活用に加え、各教科等の授業において調べ学習等に活用されるなど、子供の言語活動や探求活動といった学びを効果的に進める場となる必要がある。このことから学校図書館（室）に係る専門的な知識・技能を備えた学校図書館司書を配置し、その運営・管理及び教育活動の支援等を行い読書活動の推進を図る。

【事業内容】

令和5年度は、学校図書館司書4名を任用し、各小中学校及び海南下津高校（全20校）をそれぞれ1週間に1日巡回し、図書の収集・整理・管理等を行うとともに子供が学校図書館（室）を利活用する上で、子供達が本に興味を持ち、より多くの本を手に取り読書活動が推進できるよう、読み聞かせやおすすめの本の紹介、本の配架の工夫、下津図書館等の公立図書館からの団体貸出サービスの取組を実施した。

【令和5年度の成果】

学校図書館司書が、学校図書の貸出・返却業務や蔵書本のデータベース、レファレンスサービスや図書情報の提供に加え、子供の作品づくりや資料制作といった学習活動の支援においても大きな役割を担い、子供の学校図書館（室）の利活用を推進した。また、学校と図書ボランティアとの連携及び4名の学校司書が協働し、各学校の学校図書館（室）に配架する際、子供達がたくさん手に取ることができるよう努めたことで、第3次海南市総合計画の指標「海南市読書アンケート調査」の「読書が好きな市内児童・生徒の割合」について、令和5年度は82.4%となり、子供達の読書率の向上が見られた。さらに、海南 nobinos や下津図書館とも連携し団体貸出の取りまとめ役となり、各校の実態や教職員及び児童生徒の希望に応じた図書の提供に努めた。

【目標設定年度（令和2年度）81.1%、令和6年度目標値85.0%】

【点検・評価委員の意見】

学校図書館司書と図書ボランティア、教職員が連携・協力しながら蔵書の適切な管理や、新規購入図書の選書等、各学校に応じた取組を進められたい。

新規に図書を購入する際には、児童生徒の意見も十分踏まえるとともに、本の紹介や配架の工夫等読書の励みとなるような取組を進められたい。

【今後の方針・目標】

児童生徒が読書への関心を高める取組を充実するため、学校図書館司書と図書ボランティア、教職員が一層の連携・協力を深めながら読書活動の推進に努める。

新規購入図書の選書は、児童生徒の意見を踏まえるとともに、下津図書館の図書館司書の協力を得て行う。加えて、各学校の新規購入図書については、一定期間当該校で配架した後、年間2回を目途に近隣校でローテーションすることで、児童生徒がより多くの新規購入図書と出会う機会を設定し、読書活動の活性化を図る。

2. 学校英語活動推進事業

【事業目的】

子供のコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するとともに、外国語（英語）に触れたり外国の生活や文化などに慣れ親しんだりすることで国際理解に関する学習を進め、子供の国際感覚を養う。

【事業内容】

幼稚園では、ALTを幼稚園へ派遣し、英語による絵本の読み聞かせや歌、ジェスチャーゲームなどを中心に、英語に親しみALTとふれあう機会を設けている。

小学校では、市単独で小学校英語活動推進事業を行うとともに、外国人講師に加え、英語が堪能な日本人講師（JTE）を派遣している。さらに、中学校英語科担当教員が小学校教員とのティーム・ティーチング（TT）による指導を行っている。

中学校・高等学校では、本市が雇用するALTと英語科担当教員とのTT指導により、外国語を通じて、生徒のコミュニケーション能力を向上させ、国際理解を深め、国際感覚を養う有効な手だてとなっている。また、ネイティブの発音に触れることで、臨場感のある授業を展開している。

【令和5年度の成果】

現行学習指導要領において小学校中学年では外国語活動が、高学年では外国語科が設定されていることから、県より配置される英語専科教員に加え、委託業者のALT派遣及びJTEの任用等、事業の充実を図った。令和5年の夏、本市が雇用する1名のALTの任期満了に伴い入れ替えが必要となり、新規ALT1名が7月に来日した。従前と同様にALT3名を各学校に派遣することで、充実した英語活動の取組を実施した。

【点検・評価委員の意見】

実用英語技能検定試験だけでなくTOEICなど、様々な英語力を測る検定の受検機会を広く紹介するとともに、外国語専科教員やALT、JTEを効果的に活用して外国語への興味・関心を高める英語活動の取組を進められたい。

【今後の方針・目標】

各学校で児童生徒が学習により習得した英語力については学校の評価に加え、読むこと・書くこと・聞くこと・話すこと（やりとり）・話すこと（発表）の4技能5領域の自己研鑽に励むことができるよう、様々な検定の受検機会を紹介する。

ALTやJTE、県から小学校に配置される外国語専科教員を適正かつ効果的に運用するとともに、中学校英語科担当教員が小学校教員と連携した取組を実施する等、小学校における外国語活動及び外国語科の学習の充実を図る。

また引き続き、小学校と中学校が相互連携を深め、学習状況を共有することで、中学校における英語科学習への円滑な接続を図る。

3. 教育ICT化推進事業

【事業目的】

学校教育において、児童生徒が正しい情報リテラシーを身に付け、ICT機器を活用することで思考力、表現力等の向上を目指すとともに、学習指導要領において学力の基礎基盤となる情報活用能力の育成を目指す。

また、ICT機器やクラウド環境を有効活用することで職員の校務における負担軽減を目指す。

【事業内容】

ICT支援員の派遣

児童生徒、教員共にタブレットPCやクラウド環境を使うことに随分と慣れてきた。しかしながら、学習者用のデジタル教科書やタブレットPCの年次更新作業、アカウントの管理等の作業は増えてきているので、専門的な知識を有するICT支援員を派遣した。

授業支援ソフト等の契約更新

タブレットPCを活用して協働的に学んだり、職員が校務を効率的に進めたりするためには、授業支援ソフトを使用することが効果的であり、タブレットPC導入時から使用してきている。また、安全で安心してタブレットPCを使用するためにフィルタリングソフトも使用している。今後も授業支援ソフト等はGIGAスクール構想を進めるに当たっては有効な手段であるため、令和5年度に契約を更新した。

【令和5年度の成果】

昨年度に続き市教育委員会やGIGAスクールサポーターによる教員へのオンライン研修を充実させることでソフトウェアの使用方法に加え、授業での効果的な活用方法についても交流することができた。

児童生徒が授業で一人一台端末を活用する機会が増え、端末を使用することが特別ではなく、日常となった学級がより増えてきている。また、使用頻度の高まりだけではなく、効果的なICT活用と共に授業づくりについて考える段階まで進めることができた。また、校務においても端末を活用することで会議資料のペーパーレス化も進めることができた。

令和5年度に実施した全国学力・学習状況調査の学校質問紙のICT機器の活用に関する項目において、週3回以上使用したという学校が小学校では100%、中学校では71.4%であった。

【点検・評価委員の意見】

タブレットPC等、ICT機器の活用に積極的に取り組まれている中で、タブレットPCを家庭に持ち帰ったり、学校で幅広く活用したりする機会も増えてきていることから、児童生徒への活用における情報モラルや留意事項についての指導の充実に努められたい。

また、タブレットPC等、ICT機器を活用した家庭学習における効果的な事例について、管内の学校で共有できるよう努められたい。

【今後の方針・目標】

各学校では、授業や家庭学習等、児童生徒が日常的にタブレットPCを活用することに併せて、適宜情報モラルや留意事項についての指導を行う。

ICT機器を活用した家庭学習における効果的な事例については、全教員が情報を共有することができるデータファイルを積極的に活用することで、情報の蓄積・活用に努める。

4. 教育相談事業

【事業目的】

市内公立幼稚園・小学校・中学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者に対し、悩みの相談や不登校傾向にある児童生徒の社会性の向上を目的とする。

【事業内容】

適応指導教室

心理的、情緒的な要因等による不登校児童生徒への対応として、情緒の安定、基本的生活習慣の自立に向けた相談、基礎学力の補充、学習指導、集団活動の参加に向けた指導等を通して、学校生活への復帰を支援する。

教育相談所

学校、家庭、社会生活等において不安や悩みをもつ子供や、その保護者に対して相談や助言などを行う。また、児童生徒及びその保護者等が学校外で相談できる場も重要であることから、児童生徒に「相談カード」を配付するなど、教育相談所の内容や実施場所について周知を徹底する。

【令和5年度の成果】

令和5年度は、23名の児童生徒が在籍したが、小集団生活を通して社会性を育み、対人関係能力を高めることができた結果、中学校3年生4名全員が高等学校進学を果たした。また、中央公民館と教育委員会に相談場所を開設し、電話や来所による相談に応じた。さらに、通室する児童生徒が在籍する学校の教員及び県から派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員、訪問支援員等と連携するとともに、教育委員会独自で課外学習支援員も配置し、児童生徒が抱える様々な悩み等について相談する機会を充実させるなど、各機関が連携し、課題解決に取り組んだ。また、ICTを活用するため、モバイルルーターを配置し、ICT環境の整備を行った。加えて、在籍する児童生徒に対し、タブレットを用いた学習支援を図った。

【点検・評価委員の意見】

不登校への対応については、適応指導教室（現、教育支援センターひなた）へ多数の児童生徒が通室しており、集団活動への参加に向けた支援等を行っているところであるが、適応指導教室から学校生活への復帰にあたり、学校・家庭との連携をしながら、一人一人に寄り添った対応に努められたい。

また、不登校児童生徒へのタブレットを活用した取組等、ICT機器の活用を進められたい。

【今後の方針・目標】

適応指導教室（現、教育支援センターひなた）では、通室する児童生徒に対して、教員が訪問しての面談や、保護者が活動を参観・協働する機会の設定、適応指導教室指導員や教育相談員、県派遣のスクールカウンセラーによる教育相談の実施等、多角的・多面的に支援を行う。

適応指導教室指導員に加えて、課外学習支援員を配置することで、集団活動への参加に向けた支援や個別対応の充実等を図る。

適応指導教室にモバイルルーターを配備しており、児童生徒が学校からタブレットを持参することで、学校とオンライン学習を行うことやインターネットを活用した調べ学習が可能となっており、学校と連携を深めながら学習支援等の充実を目指す。

5. 道徳教育推進事業

【事業目的】

幼稚園、小中学校、それぞれにおいて、保護者や地域と積極的に連携しながら、子供の発達の段階に応じた道徳教育の推進を図る。

【事業内容】

学校教育では、人間として調和のとれた育成を目指して、子供達の発達の段階に応じた道徳教育を展開することが求められる。

幼稚園では、これまでも道徳性の芽生えを培う具体的な計画の作成とそれに基づいた実践的研究及び検証を進め、園教育の在り方について全園で取り組んでいる。

小中学校では、「特別の教科 道徳」（道徳科）の授業の充実のため、教職員の指導力向上の観点から、平成 24 年度から開催している“Manabi Up 研修講座”を継続して実施している。また、道徳科を要として、発達の段階に応じてボランティア活動や職場体験活動、宿泊体験活動や自然体験活動などの豊かな体験活動を充実させるとともに、保護者や地域との連携を積極的に図りながら道徳教育に取り組んでいる。

【令和 5 年度の成果】

令和 5 年度は“Manabi Up 研修講座”を全 3 回にわたり開催した。参加申込者は 54 名であったが、実践的な指導力向上につながる研修となるよう、事前に設定した課題を各学校で職員研修などを通して、指導案を検討・作成したり、招聘した講師の講義をオンラインで開催し、申込者だけでなく、より多くの教員が視聴できるようにしたり、授業実践を録画して各学校で視聴することができるようにしたりするなど、実施方法を工夫することにより、より多くの教員が研修を深める機会とした。

また、これまで各学校では、授業参観時などに道徳科の授業を積極的に公開するとともに、授業で使用した資料等を家庭に持ち帰らせるなど、家庭との連携を図った。

【点検・評価委員の意見】

道徳は、学校教育だけで身に付くものではなく、体験活動や家庭教育等さまざまな活動を通して身に付いていくものであるため、あいさつ運動等による地域の方とのつながりや家庭との連携を図った道徳教育の推進が望ましいので、連携した取組に努められたい。

また、教員の指導力向上には継続した研修が必要であることから、今後も多くの教員に参加を促すとともに、研修内容については各学校で共通理解を深め、教育実践に反映できるよう、努められたい。

【今後の方針・目標】

学校では、道徳科の授業を要として学校教育全体で道徳教育に取り組んでおり、加えて、参観日での授業公開や道徳教材を用いて行う親子読書等の取組を拡充する等、道徳教育の学びを生活場面に広げていけるよう、地域のつながりの機会を設け、多様な体験の場を工夫して確保し、道徳的実践につながる取組の充実を図る。

また引き続き、道徳教育における教員の指導力向上のため、継続して計画的に研修を実施することに加え、研修を実施するにあたり、各学校で情報を共有や検討する場を設けることで、より一層、教育実践に反映できるよう研修内容の充実を図る。

6. 防災教育推進事業

【事業目的】

各教科等を通じた防災学習と実践的な防災訓練を継続的に実施し、本市で学ぶ子供達の命を災害から守りきるとともに、子供一人一人が災害について理解を深め、適切な危険回避能力（子供自らが命を守ることができる力）を身に付けさせる。

【事業内容】

避難計画の見直し、避難訓練

特に沿岸部の学校（園）は、これまで危機管理課及び教育委員会と三者合同で校区を实地検証し、避難先の立地条件などを確認しながら、避難マニュアルの見直しを定期的に行うとともに、最も適した避難経路・避難場所を選定し、年間数回にわたり避難訓練を行う。

防災研修

教職員が各種研修会に参加することにより防災に関する知識や意識の向上を図るとともに、各校で作成した防災計画に即した訓練等の実施により、児童生徒の防災意識の高揚に努める。

防災教育の手引の作成・活用

各学校（園）にあっては、本市が作成した「海南市防災教育の手引き 1～3」などを活用し、各教科等を通じて防災学習を進める。なお、令和6年度に本手引きの改訂を実施する。

ジュニア防災検定の実施

防災と減災に関心を持ち、防災意識を高め、自ら考え判断・行動できる子供の育成を目指し、令和5年度からは、小学校3年生から6年生に加え、中学生も対象とした「ジュニア防災検定」を実施している。

【令和5年度の成果】

令和5年6月豪雨災害を教訓にし、各学校では気象警報時の対応を見直し、気象警報が発表されると危険が想定されるため、早急に下校するように改訂した。全国では、様々な自然災害が数多く発生していることから、各学校（園）では、「海南市防災教育の手引き」等を十分活用し、災害安全に関する教職員の意識向上に努めた。また、児童生徒の自然災害への理解と適切な危険回避能力の獲得のため、定期的・継続的に避難訓練を実施した。加えて、各学校で避難確保計画を確認するとともに、避難場所等の検討も行った。なお、「ジュニア防災検定」は、令和5年度は17名が受検した（内、中学生1名）。

【点検・評価委員の意見】

「ジュニア防災検定」について、本市の児童生徒数として受検者数は少ない傾向である。各学校の防災教育の取組の中で、地域的な課題をテーマとして学ぶことに併せて、学年や学級を指定して受検するなど、より多くの児童生徒の受検意欲が高まるよう再度検討されたい。

【今後の方針・目標】

児童生徒が「自助」「共助」の力を高める知識と技能を身に付け、多岐にわたる災害から身を守るため、防災教育の手引き等を活用した防災学習を実施することに加え、様々なケースを想定した実践的な避難訓練に併せて、ジュニア防災検定の受検校を指定する等、防災教育の一層の充実を図る。

7. かいなん学校教育サポート事業

【事業目的】

子供や学校を取り巻く状況がますます多様化・複雑化する中、本事業の必要性は一層高まっている。これまでと同様に学校との連携をより一層密にすることで、各学校の実状や児童生徒個々の実態をきめ細かく把握するとともに効果的な取組等を更に研究し、児童生徒個々のより良い成長に加え、集団全体の質的な向上に努め、学校生活の充実を図る。

【事業内容】

本事業は、本市が独自に展開する教育施策として平成 18 年度から実施しており、発達障害など個別の支援を必要とする児童生徒への対応や生徒指導上の課題への適切な対応、個々の学習指導の充実など、近年多様化する教育課題について、子供一人一人にきめ細かく対応し、適切な指導を行い、学校教育の充実及び安定を図るため、市が独自に会計年度任用職員を配置している。

【令和 5 年度の成果】

令和 5 年度においては、通常学級に在籍する配慮を要する児童生徒への対応や特別支援学級への支援等として 13 名、保健対応のために 3 名、計 16 名の会計年度任用職員を配置した。

本事業の実施により、児童生徒一人一人への丁寧な関わりとともに、配慮を要する児童生徒に対してもきめ細かな対応が可能となり、個々の教育効果だけでなく、落ち着いた学級集団の形成や学習環境を維持することにより、安定した学校運営に寄与している。

【点検・評価委員の意見】

児童生徒一人一人の良さを見取るためには適正に教員が配置される必要があり、また各学校に在籍する児童生徒が抱えている課題等について多岐にわたっていることから、個に応じた適切な支援ができるよう、引き続き本事業の拡充に努められたい。

【今後の方針・目標】

児童生徒の発達の課題や医療的ケア等、本事業に求められるニーズが年々多様化していることから、特別支援教育の知識と技能を有する者や看護師資格を有する者等の会計年度任用職員の確保に努める。

また引き続き、各学校への適正な配置により児童生徒が学校生活において自尊感情や自己有用感を向上させ、達成感や安心感を得るとともに、学校及び学級の安定した運営につながるよう本事業の継続及び一層の充実を図る。

8. 学校給食運営事業

【事業目的】

学校給食法第4条の規定に従い、市内小中学校及び幼稚園の園児児童生徒における心身の健全な発達や食に対する正しい理解と適切な判断力を養うために、学校給食を実施する。

【事業内容】

給食会計・給食運営に係る事務

食材等に係る経費を学校給食費として保護者等より徴収している。（1食あたり小学校：250円、中学校：300円、幼稚園230円【なお、園児の給食は無償化を実施】）

物価高騰に対する対応

新型コロナウイルスの流行や世界情勢の不安定化などにより食材価格等の高騰が始まり、その後も猛暑や豪雨など気候の不安定化、輸送コストや人件費の増大、さらには急激な円安の進行など、食材を含む価格高騰が継続している状況下において、安心・安全な給食の提供のため、令和4年度に引き続き、令和5年度でも1食あたり20円を公費により負担することにより、厳しい経済状況下において保護者の負担を増加させることなく給食の提供を行った。

県学校給食費無償化補助事業に対する対応

学校給食費を無償化する市町村に対して、令和6年10月から市町村が無償化を実施するための経費の一部を県が補助する制度を新設し、令和6年度予算として計上していることから、本市においても県が実施する補助を活用しながら市立小中学校で提供する学校給食費の無償化を実施する検討を行った。

※7月初旬に県から補助制度の詳細が示され、10月からの無償化実施準備を進めている。

【令和5年度の成果】

栄養摂取基準に基づく献立により、安心・安全で確実な給食の提供について概ね実施することができた。また、物価高騰による材料費の高騰分を公費負担することで、保護者負担を増加させることなく栄養バランスがとれた安心・安全な給食を提供できた。

年度	安心安全の食材・地産地消の推進
令和5年度	食材産地・・・県内産品 27.8% 国内産品 59.9% 海外産品 12.3% (令和5年6月第3週及び11月第3週の実績(県調査)による)

【点検・評価委員の意見】

実施が検討されている無償化については、保護者負担の軽減が図られることになり前向きに検討を進められたい。児童生徒により喫食量に差があると思われるが、献立の工夫などにより必要となるカロリー摂取量を摂取することによって、残食量の減少にも努められたい。また給食試食会等を開催することにより、子供達が食べている給食を保護者も食べる機会を広げられたい。

【今後の方針・目標】

使用する食材の90%程度を県内及び国内産を中心とした、安心・安全な学校給食の提供に努めるとともに、児童生徒が喜ぶ献立で給食を提供し、成長期に必要な栄養を摂取することで健康の保持増進を図り、食事についての正しい理解を深め、SDGsの観点からも残食量の減少に向け取り組む。

また、保護者の経済的負担を減少させる学校給食費無償化について令和6年10月からの実施に向け準備を進める。

9. 学校適正配置推進事業(幼稚園)

【事業目的】

下津町内の3つの幼稚園（加茂川・大東・下津）は、園児数が少なく、集団生活を通してそれぞれの年齢の発達段階に合わせた教育を行うことが難しくなっている。園児数が大きく増加することは見込めない状況のなか、幼稚園を統合することで少人数状態の解消を図る。

【事業内容】

加茂川幼稚園、大東幼稚園、下津幼稚園を現在の下津幼稚園の園舎を利用し、令和6年4月に統合する。令和4年度より、園職員、保護者、地域の代表で構成する下津地域幼稚園統合推進懇話会を設置し、統合園の運営で必要となる検討内容について話し合われてきた。

令和5年度は、園児の交流を目的とした3園合同保育を実施するとともに、懇話会において通園バスの運行や閉園式・開園式等についての協議、通園バスの購入や駐車場の拡幅、給食室の備品購入などの統合に向けた最終の準備を進めた。

【令和5年度の成果】

令和5年度は、統合に向けて統合推進懇話会を計3回実施するとともに、園児の交流を目的とした3園合同保育を計10回行いスムーズな統合に努めた。また、駐車場の拡幅工事や通園バスの購入、給食室の備品購入などの必要な整備を行った。

加茂川幼稚園と大東幼稚園の備品については本市が管理する施設へ案内し、希望する施設に譲渡した。3月末には加茂川幼稚園、大東幼稚園、下津幼稚園のそれぞれの園で閉園式を執り行った。

【点検・評価委員の意見】

幼稚園の通園バスについては、車内置き去り防止や保護者への確実な引き渡しの取組を継続して行い、安全対策に努められたい。

【今後の方針・目標】

幼稚園の通園バスについては、車内置き去り防止に係る訓練を継続して実施するとともに、職員等による送迎場所での見守りを随時行い、安全対策に努める。

10. 学校適正配置推進事業(小学校)

【事業目的】

少子化の進展に伴い学校の小規模化が進む中、将来にわたって教育水準の維持・向上を図り、本市の子供達が「生きる力」を育むことができ、活力ある教育環境の充実・確保を図るため、地域の実情に応じた学校規模の適正化及び適正配置を推進する。

【事業内容】

市内小学校のうち小規模化が進んでいる学校において、P T A等の学校関係者や地域住民と協議を行い、適正な学校規模及び適正配置について検討を行う。

【令和5年度の成果】

「海南市学校規模適正化基本方針」に基づき三野上地域の小学校3校（南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校）の適正配置に取り組んでいる。

令和5年度は、「南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校統合実施計画（素案）」の説明会において保護者、地域関係者、学校関係者からの意見を集約するとともに、統廃合をせず小規模校が連携する取組を行っている岐阜県山県市の「山県方式」に係る視察を行い、総合教育会議等において市長部局を含め協議を行った。

その結果、令和8年4月に南野上小学校を中野上小学校に統合し、北野上小学校については保護者等関係者と統合に係る調整を進めていくこととした「南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校統合実施計画」を策定した。

【点検・評価委員の意見】

南野上小学校の跡地利用については、地域の活性化につながる取組を実施していただくとともに、天然芝のグラウンドを活用するなど廃校後も魅力ある活用について検討されたい。

また、統合推進検討会との丁寧な議論を進めるとともに、児童の登下校について負担の少ない安心・安全な通学方法を検討されたい。

【今後の方針・目標】

南野上小学校の跡地利用については、市全体で魅力ある活用について検討を行う。

また、統合推進検討会を組織し、統合に係る諸課題について丁寧な議論を進めるとともに、児童の登下校については、乗降場所や使用する車両等、児童及び保護者の負担が少ない安心・安全な通学方法を検討する。

11. 学校適正配置推進事業(中学校)

【事業目的】

少子化の進展に伴い学校の小規模化が進む中、将来にわたって教育水準の維持・向上を図り、本市の子供達が「生きる力」を育むことができ、活力ある教育環境の充実・確保を図るため、地域の実情に応じた学校規模の適正化及び適正配置を推進する。

【事業内容】

市内中学校のうち小規模化が進んでいる学校において、P T A等の学校関係者や地域住民と協議を行い、適正な学校規模及び適正配置について検討を行う。

【令和5年度の成果】

令和5年度は、下津第一中学校及び下津第二中学校の令和9年4月の統合に向けて、学校、保護者及び地域が一体となり円滑な新しい中学校づくりを推進し、所要の準備を行うため、統合推進検討会を設置し、全体会を2回、各中学校区部会を各2回開催した。また生徒21名を対象に「新しい学校はどんな学校にしたい??」をテーマにワークショップを実施し、統合後の中学校への夢や想いを集約する場を設けた。

統合推進検討会では、学校名称や目指す学校像等について検討し、学校名称については公募し、統合推進検討会にて選定を行い、「下津中学校」が適しているという結果になった。

【点検・評価委員の意見】

引き続き関係する保護者等関係者の要望等を丁寧に聞きながら、統合推進検討会での議論を進め、円滑な統合に向け進められたい。

【今後の方針・目標】

引き続き統合推進検討会にて活発な議論を交わし、所要の準備を進めるとともに、諸課題については、適宜、保護者等関係者や生徒から意見を聴取し、円滑な統合に向けて取り組む。

12. 学校施設長寿命化事業

【事業目的】

学校施設の老朽化が進むなか、施設の長寿命化を行うことにより、学校施設に求められる機能・性能を確保するとともに、施設の省エネ化や維持管理費用の縮減及び予算の平準化を図る。

【事業内容】

施設の長寿命化とは、外壁や内装、照明の LED 化、水道・ガスの更新等の建築物の全面改修のことであり、令和 2 年度に策定した長寿命化計画により計画的に長寿命化改修等を実施していく。

また、長寿命化の実施予定年度がしばらく先となっている校舎等については、照明の LED 化のみを先に実施する。

【令和 5 年度の成果】

長寿命化については、黒江小学校・大野小学校・加茂川小学校の 3 校の屋内運動場について実施した。長寿命化の改修内容としては、屋根や外壁の塗装、アリーナ床研磨、照明 LED 化、窓ガラスの二重サッシ化、内壁へのクッションマット貼付等である。

LED 化については、日方小学校・海南中学校の全棟について実施した。

また、令和 6 年度以降の長寿命化及び LED 化のための設計業務を実施した。設計対象として、長寿命化は亀川小学校 屋内運動場・特別教室棟、巽小学校 屋内運動場、中野上小学校 屋内運動場、東海南中学校 屋内運動場であり、LED 化は内海小学校 屋内運動場・普通教室棟、下津小学校 全棟、第三中学校 屋内運動場・普通教室棟、巽中学校 屋内運動場・普通教室棟、下津幼稚園である。

【点検・評価委員の意見】

LED 化により消費電力を抑えられることから、今後も学校施設の長寿命化・LED 化を計画的に実施されたい。

【今後の方針・目標】

学校施設の長寿命化・LED 化を進めることにより、既存照明器具に比べて 50%から 70%程度の消費電力の抑制を目指す。

また、長寿命化の際には窓ガラスの二重サッシ化等を実施することにより、省エネの推進も目指すこととする。

13. 就学援助事業

【事業目的】

学校教育法第 19 条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」との規定に基づき、必要な経済的支援を行う。

【事業内容】

学校教育法第 19 条に規定する必要な援助として、海南市児童生徒就学援助実施要綱に基づき、生活保護法に規定する「要保護者」及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる「準要保護者」に対し、給食費や学用品費など就学上必要な経費の一部を支給する。

要保護者については社会福祉課との連携により対象者を把握する。準要保護者については、保護者からの申請及び学校での状況把握の上で認定を行うが、その他保護者との面談や関係課との連携などにより状況把握に努める。

また、すべての保護者に対し確実に本制度の周知を図るため、入学説明会での説明、4 月にはプリントの配布、市ホームページや市報への掲載、また、担任による個別面談や家庭訪問時、市関係課での窓口相談等を通じて制度の紹介を行うなど、あらゆる機会を通じて本事業の周知に努める。

【令和 5 年度の成果】

給食費や学用品費の定例的な経費への援助に加えて、小学校への入学、中学校への進学時に臨時的に必要な経費として児童生徒 82 人分 4,808,400 円や、修学旅行や宿泊キャンプなどの学年に応じ特別に必要な経費として児童生徒 141 人分 3,898,504 円の援助を行った。また、高等学校等へ進学する中学 3 年生の生徒の保護者に対して、高等学校入学準備費を設けており、令和 5 年度では 45 人に対して 1,575,000 円の入学準備費の支給を行った。

なお、令和 5 年度の対象のべ人数は、小学校 259 人（援助率 13.4%）、中学校 164 人（援助率 17.4%）であった。本事業の実施により、経済的理由によって就学困難な世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。

【点検・評価委員の意見】

就学援助制度により支援を受けることができるにもかかわらず、支援を受けられていない保護者が存在する可能性も考え、制度のさらなる周知を図られたい。

【今後の方針・目標】

新入学児童生徒の保護者には入学説明会などでの案内を継続する。また、ホームページなどで広く周知するとともに、児童生徒や保護者と接する機会の多い教職員や市の関係部署との連携を図り、支援を必要としている保護者に対して支援を届けられるよう制度の周知を図る。

14. (仮称)体験学習施設建設事業

【事業目的】

昭和 57 年に開館し、経年劣化による傷みや、収蔵施設の不足など課題のある歴史民俗資料館を、現在の展示・学習機能に加え、防災・体験学習機能を取り入れた「(仮称)体験学習施設」として(仮称)中央防災公園内に整備を行う。

【事業内容】

(仮称)中央防災公園は、公園整備のテーマに『For the future』を掲げ、防災と賑わいづくりの拠点となる公園を目指している中、(仮称)体験学習施設は、当該公園の構成施設の一つとして整備を行うもの(総面積約 834 m²)で、展示室(約 316 m²)や体験学習室(約 98 m²)等の整備を予定している。

この施設は、平常時には本市の歴史・文化を知り、防災に関する知識等を体験しながら学ぶことができ、また、災害発生時には一時避難場所や他の自治体・建築士会や弁護士会など各種支援団体の執務スペース、文化財レスキューを実施する施設として活用する計画としている。

【令和 5 年度の成果】

令和 5 年 12 月から当施設の建築工事を開始したところで、令和 5 年度末時点では地盤改良工事などを行っている状況である。本事業は、令和 6 年度中の完成予定で、その後、当施設への展示資料の搬入や運営に必要な展示用什器等の設置などを行う予定で、令和 7 年度中の開館を目指している。

【点検・評価委員の意見】

子供達が楽しく遊びながら、本市の歴史・文化を知り、防災に関する知識等を体験し学ぶことができる施設として整備を進めていただくとともに、市内外から多くの方に来ていただけるよう、PR 方法を工夫するなど情報発信に努められたい。

【今後の方針・目標】

令和 7 年度中の開館に向け、市民や子供達が本市の歴史・文化を知り、防災に関する知識等について楽しく体験し学ぶことができる施設となるよう、関係各課と連携し整備を進めるとともに、市内外から多くの方々に来館いただけるよう、展示内容や体験プログラム、効果的な情報発信等について、検討を行う。

15. 文化財保護活用事業

【事業目的】

文化財を保護し活用することにより、地域の貴重な財産としての認識を高め、市民の郷土に対する愛情を育む。

【事業内容】

埋蔵文化財調査事業では、住宅などの開発の機会をとらえ、文化財保護法などの法令に基づき、保存を目的とする発掘調査、確認調査、立会調査を実施し、埋蔵文化財の記録及び報告書の作成を行っている。

文化財活用事業では、地域で保存される文化財を積極的に活用する事で、地域の歴史や文化に対する関心や文化財保護に対する意識を高めるため、遺跡から出土した埋蔵文化財を学校へ持ち込み、土器等に触れてもらう「学校への出前授業」を実施するとともに、登録有形文化財の一般公開や登録有形文化財パネル展を行っている。

指定文化財保存整備事業では、これまで先人が守り伝えてきた地域の文化財を後世に引き継ぐため、適正に保存するよう努めている。

【令和5年度の成果】

埋蔵文化財保護事業については、大野中遺跡や岡田八幡神社古墳群等において発掘調査等を実施することにより、地域の歴史の一端を明らかにすることができた。

文化財活用事業については、「学校への出前授業」を小学校6校で実施したほか、登録有形文化財の一般公開を「山本家住宅」・「山本勝之助商店」で2回実施し、延べ47人の参加があった。また、登録有形文化財の一般公開や、これまで海南 nobinos で開催していた登録有形文化財パネル展を、きのくに海南歩くとウオーク会場や下津総合文化祭会場においても行うなど、文化財の周知に努めた。

指定文化財保存整備事業については、以下のとおり。

- ・琴ノ浦温山荘庭園(国名勝)では、植栽整備や水系整備、園路整備工事などを行った。
- ・善福院釈迦堂(国宝)では、老朽化した防災設備の改修工事を実施した。
- ・和歌山藩主徳川家墓所(国史跡)及び熊野参詣道紀伊路(国史跡)では、令和5年6月2日の大雨により被災した箇所(箇所)の災害復旧工事を実施した。
- ・裏見の滝及び春日の森(市指定文化財)では、危険木の撤去や伐採を行った。

【点検・評価委員の意見】

文化財は、地域にとって貴重な財産であり、市民や子供達が地域の歴史を知ることにより、地域への誇りや愛着につながるものであるため、引き続き適正に修繕・保存を行うとともに、地域の文化財の魅力の周知・PRに努められたい。

【今後の方針・目標】

今後も引き続き、地域の文化財の適正な修繕・保存に取り組むとともに、これらの文化財の魅力の周知・PRに努めるため、学校への出前授業や海南 nobinos 等におけるパネル展示、登録有形文化財の一般公開等について、年12回の開催を目標とする。

また、新たに保存修理を行う文化財や発掘調査における現地見学会を開催するなど、市民や子供達が地域の文化財に慣れ親しむことができる機会の創出に努める。

16. 図書館運営事業(海南 nobinos 含む)

【事業目的】

図書館法等に基づき、図書、記録、その他の必要な資料を収集し、整理・保存して市民の利用に供するとともに、地域に則した図書館サービスの確立と、イベント企画・広報により図書館利用の推進を図る。

【事業内容】

公立図書館として、海南 nobinos 内に海南図書館を、市民交流センター内に下津図書館を設置し、運営している。

海南 nobinos は、図書館機能を中心に、市民活動・生涯学習活動支援機能、子育て支援機能、広場のほか、スターボックスの出店をはじめとする飲食スペースの設置など、従来の図書館のイメージに捉われず、様々な目的を持った人が海南 nobinos に集まることによる賑わいの創出を目指しており、施設の運営は、指定管理者制度の導入により行っている。

一方、下津図書館は、従来からのオーソドックスな図書館としての運営で、海南 nobinos との差別化を図っており、施設の運営は、市の直営により行っている。

各図書館では、その特性や地域性を生かした事業計画を立案し、互いに連携を図りながら、図書館の利用促進に資する事業を展開しており、具体的には、図書館利用者に対する職員によるレファレンスサービス（調べもののお手伝い）、両館での相互貸出・返却、県立図書館や近隣公立図書館からの取り寄せ及び貸出、各地区公民館での予約や貸出、市内の幼・小中学校や学童保育、公民館への団体貸出などを実施している。

【令和5年度の成果】

海南 nobinos では、ウミガメの子どもに触れることができる「ウミガメタッチング」や色のワークショップ「色を見つけて、色であそぼう！」など、年間を通じて多彩なイベントを開催することによる賑わい創出に加え、図書館・カフェ・貸館・子育て支援などの各機能の相乗効果により、多くの方に来館いただき、地域における賑わいの創出に寄与することができた。（R5：590,145人）

下津図書館では、市の直営であるという強みを生かして、学校への団体貸出配送の実施や生徒への読み聞かせ指導など、学校との連携を積極的に行うことにより、子供の読書活動の推進に寄与することができた。

【点検・評価委員の意見】

図書館は、子供達にとって紙媒体としての本に触れる貴重な機会であり、重要な役割を担っていることから、引き続き本事業の充実・強化に努められたい。

また、地域や学校とも連携し、利用者ニーズに合った図書の購入に努めるとともに、環境への配慮の観点から、引き続きリサイクルイベント（希望者への無償配布）等の実施に努められたい。

【今後の方針・目標】

海南 nobinos、下津図書館は、それぞれの特徴を生かしながら、市民や子供達が図書に触れることができる機会の充実に努めるとともに、多様な利用者ニーズに合った図書の購入やリサイクルイベント等を実施する。また、これらの取組により、市の総合計画に目標として掲げる「市民一人当たりの図書館利用回数 12回(年間)」の達成に努める。

17. きのくに海南歩っとウオーク事業

【事業目的】

市民の健康の保持・増進、体力の向上及び本市の豊かな自然や歴史、文化等の魅力のPRを目的に、誰もが気軽に楽しみながら参加できるよう、ウォーキングイベントを開催する。

【事業内容】

総合体育館や海南市民交流センターを中央会場として、参加者がウォーキングを楽しみながら市の歴史や文化財、観光名所等の魅力を満喫できるよう、市内各地を巡る複数のコースを設定している。

また、コース上には、公民館・自治会など、地域の方々による様々なおもてなしポイントを設けるとともに、『海南らしさ』のPRを行い、より多くの方々に参加いただけるよう取組を進めている。

【令和5年度の成果】

令和5年度は、海南市民交流センターを中央会場として、令和5年9月の「道の駅海南サクアス」の開駅に合わせ、10月21日（土）に「第12回きのくに海南歩っとウオーク」を開催した。

コースは、大崎・塩津漁港や、善福院等の国宝、下津地域内にオープンしているカフェなど、計3コース（17km、6km、4km）を設定した。

参加者は547名で、幼児から80代まで幅広い参加があり、半数を超える方が市外からの参加者である中、スタート地点の拝待体育館では、日本遺産をPRするブースを設けるなど、市内外の方に本市の魅力を広く発信できた。

また、イベント参加者への「おもてなし」ポイントとして、善福院、塩津地区、つり公園付近、げんき大崎かざまちなどに加え、新たに「Café coline」、「KAMOGO」、「TRAILER GARDEN」、「古民家カフェ叶糸」、「料理旅館一木」などを設定し、店舗での人気商品、かき氷や寒天、しらす丼など、地域をあげての協力体制の構築を通じて、地域活性化の機会とすることができた。

【点検・評価委員の意見】

本市の豊かな自然や歴史・文化等をはじめ、地域の特産品や地場産業、海南サクアスなどの新しい施設等、たくさんの魅力のPRを行うことを目的とする本事業に、今後も市内外の多くの方に参加してもらえると同時に持続可能な事業となるよう、開催する時期や運営ボランティアへの若い世代の参加促進などについて、検討を深められたい。

【今後の方針・目標】

今後も引き続き、本事業の実施により、市民の健康の保持・増進、体力の向上及び本市の豊かな自然や歴史・文化、地場産品等、多くの魅力を最大限に発信するとともに、持続可能で市内外の多くの方々に参加していただくことができる事業となるよう、開催時期や若い世代の参加による運営体制等について検討を深める。

18. 下津地域公民館活動事業

【事業目的】

地区公民館としての活動が行われていなかった下津地域で公民館活動を展開し、多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供を通して地域住民のコミュニティ形成を図り、地域の活性化や豊かで住みよいまちづくりを目指す。

【事業内容】

地域の方々と公民館活動について協議し、健康に関するものや実用的な講座など、これまで立ち上がった講座等を継続するとともに、新たな講座等を開催している。

仁義地区では、農繁期を除いた時期を中心に教室を開催し、地域の方が継続して公民館活動に取り組むことができる環境づくりに努めている。

加茂地区・下津地区では、人気のある講座や教室を開催するとともに、利用者からの要望等を踏まえ、新たな講座等を開催することで公民館活動の促進に努めている。

下津防災コミュニティセンターでは、人気講座や新規教室を開催するとともに、下津地域の生きがい教室を開催するなど、下津地域全体の公民館活動の拠点として取組を行っている。

【令和5年度の成果】

令和5年度は、仁義地区では「ヨガ」「フラワーアレンジメント」「3B体操」など、加茂地区では「ヤムナボール」「子供バスケットボール」「ハーバリウムネームプレート作り」「男の料理教室」など、下津地区では「シニアヨガ」「ナチュラルヨガ」「優しいピラティス」「100トレ」など、下津防災コミュニティセンターでは「子供チアダンス」「3B体操」「モーニングヨガ」などを実施し、公民館活動の推進に努めた。

	R5 実績値				
実施地区	仁義地区	加茂地区	下津地区	下津防災 コミュニティセンター	合計
講座回数	30	224	69	120	443
参加人数	222	2,268	497	1,357	4,344

また、令和5年度より、公民館活動の形態を各地区での「拠点型」から下津防災コミュニティセンターを中心に各地区で必要な公民館活動を行う「サテライト型」に変更した。

これにより、月1回、各地区の管理人が合同会議を行うことで情報が共有でき、サークル・教室のチラシ配布等を下津地域全体で行ったことで、様々な地区の教室等への参加増につながり、下津地域における公民館活動のさらなる充実に向け、一定の効果を得ることができた。

【点検・評価委員の意見】

下津地域の公民館活動は、内容が多岐にわたり魅力的な事業も増加するなど、活動が広がってきているので、引き続き参加者のニーズを捉えた活動を展開されたい。

また、旧海南市地域と旧下津町地域の公民館関係者で、相互の情報共有や交流を深めることは大変重要なことであるため、両地域による合同の交流会などの実施を検討されたい。

【今後の方針・目標】

今後も引き続き、各地区が協力し参加者のニーズを踏まえた事業展開を行うことにより、参加人数の目標を5,000人とする。また、旧海南市地域と旧下津町地域の公民館関係者で合同交流会を開催し、相互の情報共有や交流促進等に努める。

19. 家庭教育支援事業

【事業目的】

保護者が家庭において自信と安心感をもって子供の教育ができ、子育て中のストレスや孤独感を解消できるよう、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供する。

【事業内容】

親子で一緒に手遊びや外遊びを楽しむための「子育てひろば」、子育て中のストレスや孤独感を解消するための「ほっとカフェ」、子供の体力向上、親子間のコミュニケーションを向上するための「親子ヨガ教室」、子育て中の親の学びのための「子育て講座」を開催し、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供している。

【令和5年度の成果】

- ①子育てひろば（開催場所：公民館等 10 箇所）
 - ・工作遊びに加え、水遊びなどの季節遊び等を実施
 - ・消防署、幼稚園・子ども園の見学、県立自然博物館バックヤードツアーを実施
- ②ほっとカフェ（開催場所：公民館等 7 箇所）
 - ・リトミックやクラフト体験など、特色のある事業を実施
 - ・11月からは開催方法を工夫して実施（月 7 箇所→3 箇所…東部・西部・南部）
- ③親子ヨガ教室（開催場所：市内 2 箇所）
 - ・親子で運動遊びの要素を盛り込んだヨガ教室を実施
- ④子育て講座（開催場所：公民館等）
 - ・親子で運動遊び、「Let's 名前のおけいこ」等の保護者の学習、支援員研修等を開催
 - ・父親の参加につなげることができるよう、休日の午前中に親子で運動遊びを開催

事業内容	R5 実績値				合計
	子育てひろば	ほっとカフェ	親子ヨガ	子育て講座	
実施回数	105	54	36	28	223
参加人数	1,501	524	176	445	2,646

【点検・評価委員の意見】

本事業は、子育て中のストレスや不安感・孤独感の解消に加え、子供の体力向上や親子間のコミュニケーションの向上を図ることができるなど、子育て世代にとって大変意義のある事業であることから、母親だけでなく父親など、より多くの方に参加してもらえよう、参加者アンケートの工夫や広報活動等の充実に努められたい。

【今後の方針・目標】

参加者アンケートの工夫により、父母で参加が可能な日程や希望する学習内容等を把握するとともに、本事業の周知・広報等を一層充実・強化させることにより、多くの参加を促し家庭教育に関する知識の普及・啓発を図る。

また、子育て中の保護者の学び等を支援し、より参加しやすい機会を確保するため、本事業の実施回数の目標を年 240 回とする。

20. 青少年センター事業

【事業目的】

児童生徒の安全確保、いじめや非行の未然防止や早期解消のため、学校や家庭、地域、警察等との連携を強化し、指導、相談体制の充実を図るとともに、補導、啓発、相談、環境浄化の取組を推進する。

【事業内容】

青少年センターにおいて、青少年の非行の未然防止や早期解消のための「補導活動」、防犯や情報モラル（SNS）、非行防止等のための「啓発活動」、保護者や地域の方からの相談に対し、青少年センターの立場から提案や助言を行う「相談活動」、未成年者への酒やたばこ、成人向け雑誌等の販売禁止(年齢確認)についての協力を呼びかける「環境浄化活動」を行っている。

【令和5年度の成果】

- ・「補導活動」では、登校時の早朝パトロール等を 218 回、下校時などのパトロールを 179 回、夜間補導は、青少年補導委員などと共に青色回転灯装備車によるパトロールによる巡回と徒歩による巡回を組み合わせながら 24 回実施した。また、同伴登下校では、地域の見守り隊の方から子供達の様子を聞くとともに、直接、子供達とも交流することで、車だけの巡回では確認できなかった子供達の様子や通学路の危険箇所等の様子を把握することができた。
- ・「啓発活動」では、JRの各駅や各学校の通学路等において、関係機関や関係団体との連携による朝のあいさつ運動やスクールバス、通学タクシー・電車の見送り、夏季休業中には広報車での巡回による「夏の子供を守る運動」の呼びかけを行った。また、各学校や地域の要望に応じ、情報モラル及び薬物乱用防止等をテーマに、市内小・中・高等学校を対象に 23 回の出前教室を実施した。
- ・「相談活動」では、主に青少年の問題行動や不審者へ対応するため、学校と警察との中継ぎを行い、また、保護者や学校等から 28 件の相談を受け、青少年センターの立場から提案や助言を行った。
- ・「環境浄化活動」では、コンビニ、書店、レンタルDVD店、たばこ・酒類販売店に立入調査を行い、未成年者への酒やたばこ、成人向け雑誌等の販売禁止(年齢確認)についての協力を呼びかけるとともに、店を利用する青少年らの様子の聞き取り等を行った。

【点検・評価委員の意見】

子供達が犯罪に巻き込まれないよう、正しい知識を身に付けてもらうため、日々進化するSNSや薬物などに関する小・中学校への出前授業等を引き続き実施されたい。

また直接、子供達と触れ合い、生の声を聞ける貴重な機会となっている同伴登下校等についても、引き続き取り組まれない。

【今後の方針・目標】

SNSや薬物に関する出前授業は、各学校のニーズや課題等の把握に努めるとともに、子供達が最新の情報や知識を得られるよう内容を工夫し取り組む。

また、パトロールの一つの方法として取り組んできた子供達との同伴登下校等では、登下校の安全の見守りに加え、子供達との直接の触れ合いを大切に、今後も更に充実させる。

III 資料

海南市教育委員会の運営状況

1 教育長及び教育委員（令和6年9月1日 現在）

職 名	ふり 氏	がな 名
教 育 長	にし 西	はら たか ゆき 原 孝 幸
教育長職務代理者	つゆ 露	みね あき のぶ 峯 明 信
委 員	なか 中	やま よし こ 山 佳 子
委 員	いわ 岩	もと ち か 本 智 佳
委 員	くま 熊	しろ しゅう じ 代 秀 至

2 教育委員会会議について

「海南市教育委員会会議規則」に、定例会は毎月1回、臨時会は必要がある場合に開催することが定められています。令和5年度における教育委員会会議は、定例会を12回、臨時会を4回開催しました。

3 教育委員の学校訪問について

令和5年度は、前期に5日間、幼稚園5園、小学校6校、中学校4校を、後期に5日間、幼稚園2園、小学校6校、中学校3校、高等学校1校を訪問し、各学校（園）の取組概要の聴取や授業参観等を行いました。

【前期訪問】

月 日	訪 問 校（園）	内 容
6月12日	内海幼稚園	異年齢活動の充実
		個別支援の充実
	内海小学校	I C T機器の活用による授業改善
		教職員の授業力向上に向けた研修の実施
	第三中学校	I C T機器の活用による授業改善
		生徒指導の充実
6月23日	巽幼稚園	歳児別活動の充実
		個別支援の充実
	巽小学校	I C T機器の活用による授業改善
		教職員の授業力向上に向けた研修の実施
	日方小学校	I C T機器の活用による授業改善
		外国語教育の工夫・授業改善

7月3日	亀川幼稚園	歳児別活動の充実
		個別支援の充実
	亀川小学校	I C T機器の活用による授業改善
		特別支援教育の充実
亀川中学校	I C T機器の活用による授業改善	
	特別支援教育の充実	
7月6日	大東幼稚園	園行事の取組における保護者との連携
		幼稚園統合に向けた環境整備
	大東小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学習規律の確立と教員の意識向上
下津第二中学校	I C T機器の活用による授業改善	
	教職員の授業力向上に向けた研修の実施	
9月21日	下津幼稚園	教職員の教育力向上に向けた研修の実施
		幼稚園統合に向けた環境整備
	下津小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学力向上に向けた教員研修の実施
下津第一中学校	I C T機器の活用による授業改善	
	学校統合に向けた環境整備	

【後期訪問】

月 日	訪 問 校 (園)	内 容
12月20日	黒江小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学習環境の整備
	海南中学校	生徒指導の充実
		教職員の授業力向上に向けた研修の実施
巽中学校	I C T機器の活用による授業改善	
	生徒指導の充実	
1月22日	加茂川幼稚園	教職員の教育力向上に向けた研修の実施
		幼稚園統合に向けた環境整備
	加茂川小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学習環境の整備
海南下津高等学校	在籍している生徒の進路指導の徹底	
	学校閉校に向けた環境整備	
1月25日	南野上小学校	教職員の授業力向上に向けた研修の実施
		学校閉校に向けた環境整備
	中野上小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学校閉校に向けた環境整備
北野上小学校	教職員の授業力向上に向けた研修の実施	
	I C T機器の活用による授業改善	
1月29日	大野幼稚園	異年齢活動の充実
		個別支援の充実
	大野小学校	I C T機器の活用による授業改善
教職員の資質向上に向けた研修の実施		
2月14日	東海南中学校	I C T機器の活用による授業改善
		教職員の授業力向上に向けた研修の実施

令和5年度の主な行事

○ 令和5年度体育祭・運動会	
・市立幼稚園	9月16日(土)・30日(土)・10月7日(土)・ 10月14日(土)
・市立こども園	10月7日(土)
・市立小学校	9月30日(土)・10月21日(土)・28日(土)
・市立中学校	9月16日(土)
・海南下津高等学校	10月6日(金)
○ 令和5年度文化祭	
・海南下津高等学校	11月3日(金)
○ 令和5年度卒業式・卒園式	
・市立幼稚園	3月19日(火)
・市立小学校	3月18日(月)
・市立中学校	3月7日(木)
・海南下津高等学校	3月1日(金)
○ 海南下津高等学校閉校式	
・海南下津高等学校	3月1日(金)
○ 令和5年度研究大会	
・和歌山県学校給食研究大会海草大会	11月10日(金)
・海草地方道徳研究会	11月22日(水)

4 会議・研修会等への参加について

月 日	会議・研修会の名称
令和5年 4月19日	令和5年度第1回市町村教育委員会教育長会議
4月21日	令和5年度和歌山県都市教育長協議会定期総会
4月27日	近畿都市教育長協議会令和5年度第1回役員会
4月27日	令和5年度近畿都市教育長協議会定期総会
5月18日～5月19日	第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
5月31日	令和5年度和歌山県市町村教育委員会連絡協議会常任委員会
5月31日	和歌山県市町村教育委員会連絡協議会令和5年度定期総会
6月8日	令和5年度第1回和歌山県立自然博物館協議会
6月8日～6月27日	海南市議会6月定例会
7月24日	第1回教育委員会点検・評価委員会
8月1日	第2回教育委員会点検・評価委員会
8月9日	第3回教育委員会点検・評価委員会
8月10日	近畿都市教育長協議会令和5年度第2回役員会
9月7日～9月28日	海南市議会9月定例会
9月7日	令和5年度第3回市町村教育委員会研究協議会(オンライン)
10月26日	令和5年度近畿都市教育長協議会研究協議会
11月7日	令和5年度近畿市町村教育委員会研修大会(オンライン)
11月14日	令和5年度和歌山県市町村教育委員会連絡協議会研修会
11月30日～12月19日	海南市議会11月定例会
12月15日	令和5年度第2回和歌山県立自然博物館協議会
12月21日	令和5年度第5回市町村教育委員会研究協議会(オンライン)
令和6年 2月9日	令和5年度第2回市町村教育委員会教育長会議
2月9日	令和5年度第3回和歌山県都市教育長協議会
2月13日	近畿都市教育長協議会令和5年度第3回役員会
2月22日	令和5年度第1回海南市総合教育会議
2月29日～3月19日	海南市議会2月定例会

5 行事等への参加について

月 日	行事等の名称
令和5年 10月21日	きのくに海南歩っとウォーク(旧下津町地域)
10月28日～10月29日	海南市下津総合文化祭 公民館文化祭【作品展】(日方)、(大野) (巽)、(中野上)
11月3日～11月5日	公民館文化祭【作品展】(内海)
11月3日	海南ジュニアランニングチャレンジ (紀三井寺公園補助競技場)
11月4日～11月5日	公民館文化祭【作品展】(黒江)、(北野上)
11月18日～11月19日	公民館文化祭【作品展】(亀川)、(南野上)、(大崎)
令和6年 1月7日	二十歳を祝う会(市民交流センター)
1月8日	海南市駅伝競走大会(市街地コース)
1月20日～1月21日	海南市園児児童生徒作品展(海南保健福祉センター)
2月25日	海南市公民館芸能発表会(市民交流センター)
3月1日～3月3日	公民館文化祭【作品展】(塩津)
3月3日	海南市スポーツ賞表彰(海南保健福祉センター)
3月17日	方集会所まつり【作品展】(方)

関係法令（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第 1 項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

海南省教育委員会点検・評価委員会条例

平成 25 年 3 月 22 日
条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき海南省教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検・評価において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南省教育委員会点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会が実施する点検・評価に対し、外部の視点から検証を行い、教育委員会に意見書を提出する。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、教育委員会に意見書が提出されるときまでとする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 9 号）抄 (施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(海南省教育委員会点検・評価委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 4 条の規定による改正後の海南省教育委員会点検・評価委員会条例第 1 条の規定は適用せず、第 4 条の規定による改正前の海南省教育委員会点検・評価委員会条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。